公有財産売払一般競争入札実施説明書

（目的）

第１条 この説明書は、瀬戸内町が所有する公有財産（船舶）の一般競争入札による売払いに関して、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条 この説明書において使用する用語の意義は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号)、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）及び瀬戸内町財務規則の定めるところによる。

（入札に付する物件）

第３条 一般競争入札に付する物件（以下「売払物件」という。）の表示及び現状は、次のとおりとする。

（１）物件名：旧せとなみ（船舶）

（２）引渡場所：鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋大湊 26-14「せとうち海の駅」前

（３）現状：現状有姿（現地説明会及び物件確認による）

（入札参加者の資格）

第４条 入札に参加することができる者は、公告の日から開札日までの期間において、次の要件のすべてを満たす個人又は法人とする。

（１）令第 167 条の 4 第 1 項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第 2 項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

（２）個人又は法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、及び同条第 6 号に規定する暴力団員に該当するものでないこと。また、個人又は法人の役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者でないこと。

（３）日本語を完全に理解し、意思疎通及び文書のやり取りに支障がないこと。

（４）売払物件の買受及びその後の維持管理・航行等に関して、法令に基づく必要な資格、免許等の条件を求められた場合、当該資格等を有していること又は取得する確実な計画を有していること。

（５）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされていない者であること（経営状況が健全であること)。

（現地説明会）

第５条 売払物件の現状確認のため、次のとおり現地説明会を実施する。

（１）日時：令和８年 10 月 19 日（月）午前９時～11 時

（２）場所：鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋大湊 26-14「せとうち海の駅」前

（３）申込方法：令和８年 10 月 16 日（金）午後３時までに、指定の申込書により総務企画課へ FAX 又は郵送（必着）すること。

（４）注意事項：物件は現状有姿での引き渡しとなるため、入札参加希望者は必ず現地説明会に参加し、自身の責任において物件の形状、構造、不具合箇所等の詳細を確認するものとする。

（入札参加申込手続き）

第６条 入札に参加を希望する者は、公告等に定める必要書類を揃え、受付期間内に瀬戸内町役場総務企画課財産・契約管理係へ提出しなければならない。

（１）受付期間：令和８年 10 月 13 日（火）午後４時 ～ 令和８年 10 月 23 日（金）午後１時（必着）

（２）受付時間：午前９時～午後５時（土日祝日を除く。ただし受付初日と最終日は時間指定に注意すること）

（３）提出書類：

- 公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書
- 受付確認表
- 入札保証金の領収書等（入札保証金が納付されたことを証明する書類）
- 本人確認書類の写し（個人の場合）又は商業登記謄本（法人の場合、発行後３ヶ月以内）
- 入札者の印鑑登録証明書（原本、発行後３ヶ月以内）
- 代理人による場合は委任状及び代理人の印鑑登録証明書等
- その他町長が必要と認める書類

（入札保証金）

第７条

１ 入札に参加しようとする者は、入札予定価格（最低売払価格）の 100 分の５以上の金額を入札保証金として、町が指定する期日及び方法により納付しなければならない。なお、納付に要する費用は入札参加者の負担とする。

２ 入札保証金は、落札者以外の者に対しては、入札期間終了後（開札後）に還付する。

３ 落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、当該落札者に係る入札保証金は瀬戸内町に帰属する。

４ 落札者の納付した入札保証金は、本人の申し出により契約保証金の一部に充当することができる。

（入札及び開札）
第８条
１ 開札日時：令和 8 年 10 月 26 日（月）午後 1 時 30 分
２ 開札場所：瀬戸内町役場 4 階会議室
３ 公告第 7 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（落札者の決定方法）
第９条
１ 瀬戸内町が定めた予定価格（最低売払価格）以上で、最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
２ 落札者となる同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者又は代理人によるくじ引によって落札者を決定する。

（契約の締結）
第１０条
１ 落札者は、令和 8 年 10 月 30 日（金）までに、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付の上（※第 7 条第 4 項に基づき入札保証金を充当する場合はその差額を調整）、瀬戸内町が作成する売買契約書により契約を締結しなければならない。
２ 前項の契約が、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定による議会の議決に付すべき事項に該当する場合は、仮契約とする。この場合において、町議会の議決を得たときに本契約として正式に効力を生じるものとする。
３ 落札者が前第 1 項の期限までに契約を締結しないときは、その落札は効力を失い、第 7 条第 3 項の規定を適用する。

（売払代金の納入）
第１１条
１ 契約締結者は、令和 8 年 11 月 6 日（金）午後 2 時 30 分までに、売払代金の全額を瀬戸内町が交付する納入通知書又は指定口座への振替により納付しなければならない。
２ 既に納付した契約保証金は、申込により売払代金の一部に充当することができる。この場合、売払代金と契約保証金の差額を指定期日までに納付しなければならない。
（物件の引渡し及び現状有姿）
第１２条
１ 売払物件の引渡しは、売払代金の全額が納付されたことを確認した後、指定場所（せとうち海の駅前）において現状有姿で行うものとする。
２ 瀬戸内町は、売払物件の引き渡し後において、隠れたる瑕疵（契約不適合）に対する責任を負わないものとする。

（費用負担及び諸手続）
第１３条
１ 権利移転に伴う一切の費用（移転登録費用、船舶の変更登録費用、船舶国籍証書の書換費用等）は、すべて落札者（買受人）の負担とする。
２ 買受人は、引渡し後速やかに名義変更等の必要な法的手続を行わなければならない。
３ 船舶として引き続き使用する場合は、買受人の責任と費用において船名の変更及び瀬戸内町のマーク等の取り外しを確実に行うこと。

（暴力団排除に関する特約）
第１４条
落札者又は買受人が暴力団員等であることが判明した場合、又はそのおそれがあると認められる場合、瀬戸内町は催告を要せず直ちに契約を解除することができるものとする。この場合において、生じた損害はすべて買受人の負担とする。

（異議の申立ての禁止）
第１５条
入札参加者は、この実施説明書、公告文、現地説明会の内容、その他入札に関する条件について十分に理解・承諾した上で参加するものとし、入札後において、これらの事項についての不知や異議を申し立てることはできない。

（その他）
第１６条
この説明書に定めるもののほか、入札及び契約の実施に関して必要な事項が生じたときは、瀬戸内町がその都度決定するものとする。

（附則）
この説明書は、令和 8 年 10 月 13 日から施行する。